



中部地方における水産物行商活動の変容

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2011-07-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 周作 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/3447

中部地方における水産物行商活動の変容

中村 周作

Changes in the Seafood Peddling Activity in the Chubu District

Shusaku NAKAMURA

1. はじめに

筆者は、かつて(1983~84年)、わが国全域を対象として水産物行商人の分布と活動の地域的展開、およびその行動上の特徴について論究した¹⁾。それによると、当時、いわゆる在来型行商人が全国で約22,000名、自動車営業者が約15,000名あった。彼らの分布は、前者が主要産地市場や大都市に近接する漁村などに顕著な集中をみせたのに対し、後者は従来の鮮魚流通の空白地であった内陸部や僻地生の強い地域に集中するなど大きな違いがみとめられた。

中部地方に関していうと、1983~84年当時、データの得られなかった岐阜県を除く8県で在来型行商人が計3,991名(県別内訳:新潟県1,567名、富山県455名、石川県629名、福井県561名、山梨県200名、長野県121名、静岡県411名、愛知県47名)、自動車営業者が9県全県で計1,828名(県別内訳:新潟県256名、富山県1名、石川県131名、福井県9名、山梨県118名、長野県255名、静岡県356名、愛知県303名、岐阜県399名)を数えた。

かつての調査から20年近く経た今日、その活動形態、活動内容に大きな変容が予想される水産物行商について、先に筆者は、中国地方と九州地方を例に報告を行った²⁾。そこで、本稿では、第3報として、中部地方の事例について、各県別に詳細な検討を行う³⁾。

2. 在来型行商および自動車営業活動の実態

(1) 新潟県

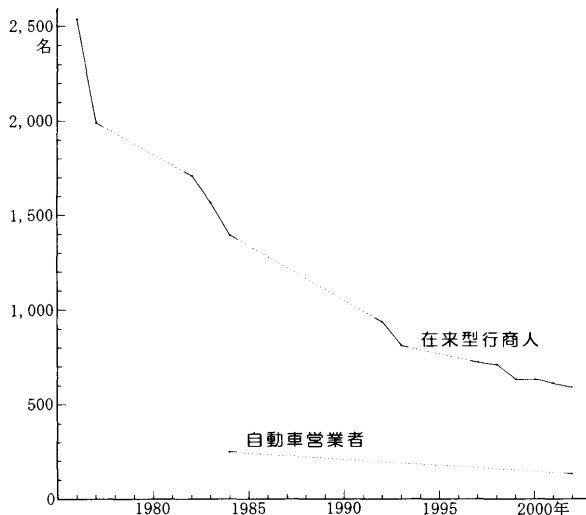
新潟県には在来型行商に関する条例法規として、「新潟県食品衛生条例」⁴⁾があり、中核市である新潟市も同様の条例法規を有している。営業者は、これらに基づいて、住所地保健所において2年更新で許可を得て営業を行っている。なお、新潟県において特筆すべきは、当県が秋田県と並んで全国でも有数の定期市開市県であり、在来型行商に関する条例においても、いわゆる行商形態である「振り売り」と定期市出店者である「臨時定置」とが分けて記載されてい

る点である。

自動車営業は、「食品衛生法」の下、「新潟県自動車による移動食品営業の取扱要綱」⁵⁾に基づき、これも住所地保健所において許可を得て営業を行っている。なお、自動車営業については、許可の有効期間が、かつての2年から1995年に4年、さらに98年より現行の5年に延長されている。自動車営業車には機械式冷蔵施設の設置が義務づけられており、肉、野菜、菓子などとの混載型、魚介類専売型の双方がみとめられる。

第1図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。振り売りと臨時定置を含む在来型行商人については、県の資料が残っている中で最大の1976年の2,544名であり、前回調査時(1984年)で1,567名であったが、2002年現在で590名となった。18年間での減少率が62.4%、年当たり3.5%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、1984年の256名が2002年末には138名となった。18年間の減少率が46.1%、年当たり2.6%の減となっている。

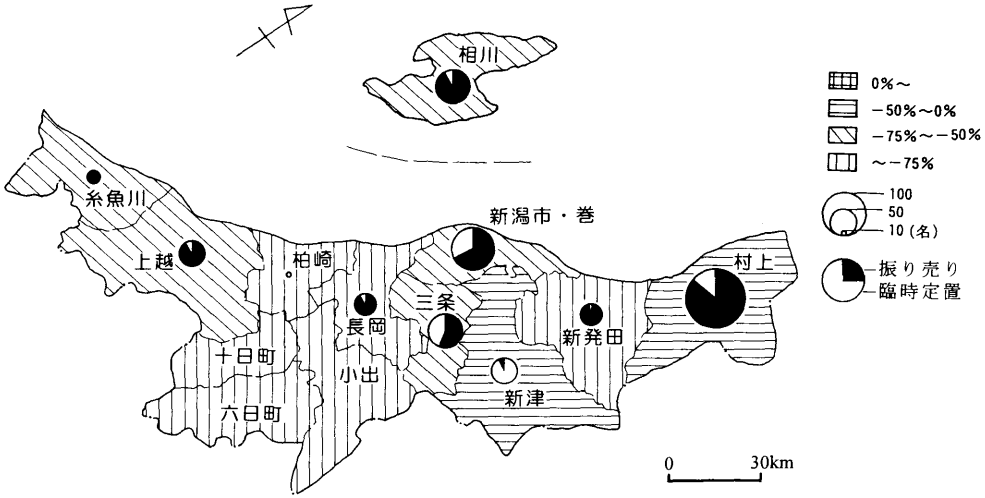
第2-1図、第2-2図をもとに、営業者の保健所別分布をみる。在来型行商で営業者が多いのは、村上管内(139名)、新潟市・巻管内(93名)、相川管内(74名)、三条管内(71名)であり、内陸部の小出、六日町、十日町管内は0となった。減少率が特に大きいのは、柏崎管内(98.0%)、新発田管内(77.4%)、長岡管内(76.6%)、糸魚川管内(73.1%)などである。また、全域的に振り売りが多い中で、臨時定置が県央部の新津、三条、新潟市・巻管内で107名(全体比の75.0%)となっており、魚介類販売に関する限りでは、当該地域が定期市の中心となっていることがわかる。なお、『新潟県史』によると、行商人は、イサバ、カツギ、スケゴ、ポテフリ、アネコなどと呼ばれ、かつて新潟県内各地で魚介類と農産物との物々交換が行われていた⁶⁾。



第1図 新潟県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

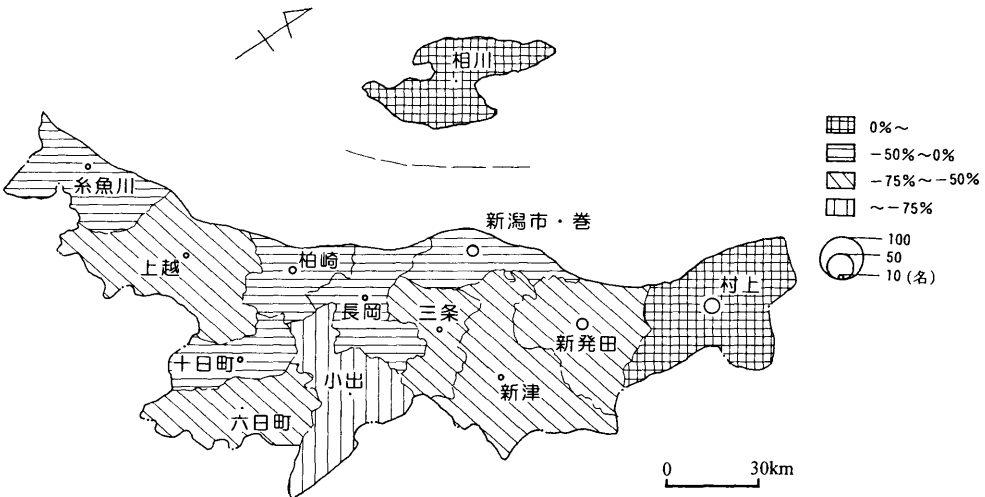
折れ線グラフの点線部分は資料欠。

新潟県福祉保健部生活衛生課、新潟市市民局保健福祉部食品衛生課などの資料により作成。



第2-1図 新潟県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在（一部改変；新潟市と巻保健所管内を合併表記）。
新潟県福祉保健部生活衛生課，新潟市市民局保健福祉部食品衛生課などの資料により作成。



第2-2図 新潟県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在（一部改変；新潟市と巻保健所管内を合併表記）。
新潟県福祉保健部生活衛生課，新潟市市民局保健福祉部食品衛生課などの資料により作成。

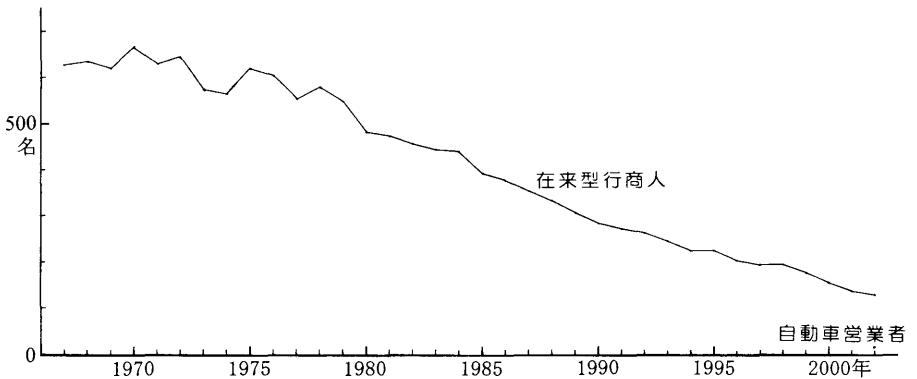
自動車業者が多いのは、村上管内（30名）、新潟市・巻管内（23名）、新発田管内（22名）であり、全域的に減少傾向がみとめられる中で、村上管内のみ前回調査時より7名の増加（増加率30.4%）となっており注目される。自動車営業も内陸部で減少率が大きくなっており、小出管内（93.3%）、六日町管内（71.4%）、三条管内（71.4%）などでは激減している。

(2) 富山県

富山県には在来型行商に関する条例法規として、「富山県魚介類行商取締条例」⁷⁾があり、中核市である富山市も同様の条例法規を有している。業者は、これらに基づいて、住所地保健所において1年更新で許可を得て営業を行っている。

自動車営業は、食品衛生法の下、「富山県食品衛生条例」⁸⁾に基づき、これも住所地保健所において許可を得て営業を行っている。なお、自動車営業については、許可の有効期間がかつての2年から2000年より現行の5年に延長されている。自動車営業車には機械式冷蔵施設の設置が義務づけられているが、かつて認められなかった軽四輪での営業や、貯水タンク等施設を設置することで切り身など調理加工が許されることになった。

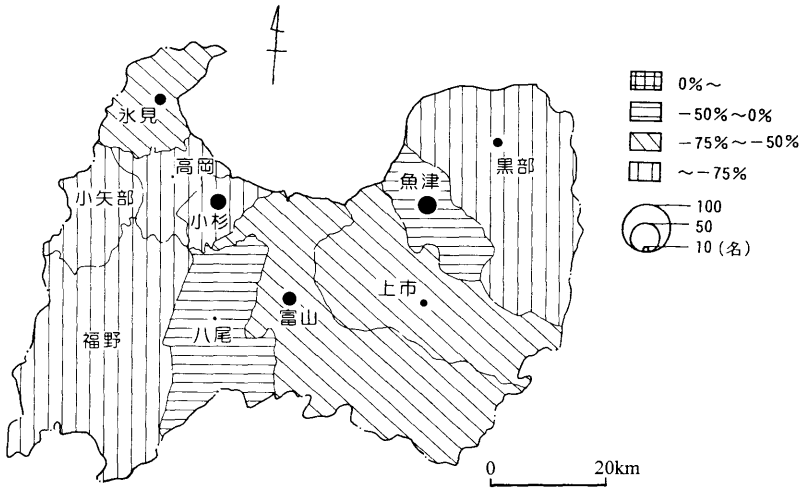
第3図をもとに、行商人、および自動車業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中で最大の1970年の665名であり、前回調査時（1984年）で455名であったが、2002年現在で130名となった。18年間での減少率が71.4%、年当たり4.0%の大幅減となっている。一方、自動車業者はもともと少なく、1984年当時、農協の営業車が1台あるのみであったが、上記のような規制緩和もあって、2002年現在で12名に増えている。



第3図 富山県における在来型行商人・自動車業者数の変化

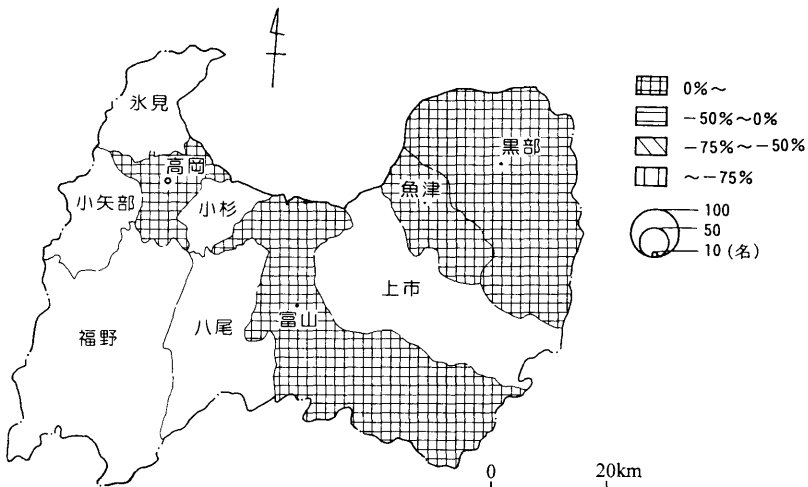
富山県厚生部食品生活衛生課、富山市保健所などの資料により作成。

第4-1図、第4-2図をもとに、業者の保健所区別分布をみてみる。在来型行商で業者が多いのは、旧魚津管内（32名）、旧小杉管内（30名）といった漁業地区であり、県西内陸の砺波（旧福野・旧小矢部）管内では0となっている。なお、『富山県史』によると、行商人は、県内では昔から多くはなかったが、その中でも県東の朝日町宮崎地区と魚津市経田地区が中心的輩出地であった⁹⁾。しかし、今回の調査では、漁村を多く含む地区や都市部でも減少率



第4-1図 富山県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、1984年当時。富山県厚生部食品生活衛生課，富山市保健所などの資料により作成。



第4-2図 富山県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、1984年当時。富山県厚生部食品生活衛生課，富山市保健所などの資料により作成。

が大きくなっている。かつて在来型行商人の活動が盛んであった旧黒部管内（80.6%）、旧小杉管内（75.8%）、旧富山管内（73.0%）などがその例である。

自動車営業は、県全域を通じて活動不活発地域ということができが、中でも旧高岡管内が前回調査の1984年次の0から7へと増加し、活動の中心となっている¹⁰⁾。

(3) 石川県

石川県では、在来型行商に関する指導要領である「魚介類行商者指導要領」が2000年に廃止され、「石川県食品衛生施行条例」の下、「食品の営業許可等に係る取扱要領」が施行された¹¹⁾。営業者は、これに基づいて、住所地保健所に届出をして営業を行っている。

石川県の場合、自動車営業に関する条例法規が施行されておらず、自動車による魚介類販売業自体を認めていない。ただし、実際に営業者がいないというわけではなく、現状では魚介類行商の届出を行うなどして、氷冷蔵の保冷車で営業している例が多い。このように、魚介類行商の実体にそぐわない業態が現出しているため、県では、現在、自動車による魚介類販売業に関する条例法規を作成中であり、近々、施行される予定である¹²⁾。

在来型行商は、更新が不要な届出制のため、前回調査当時（1984年）629名の営業者があったが、実労働者数は不明であった。その状況は今も変わらず、県では行商人数を把握していない。ちなみに、各保健所に問い合わせた中で、回答が得られたところでは、大幅に減少した地域もあるが、南加賀保健所管内376名（前回調査時よりの増加率44.6%）、能登北部保健所管内205名（同3.5%）など増えた地域もある。これらの地域では、自動車営業業者数の増加が、全体数を押し上げていることが予想される¹³⁾。

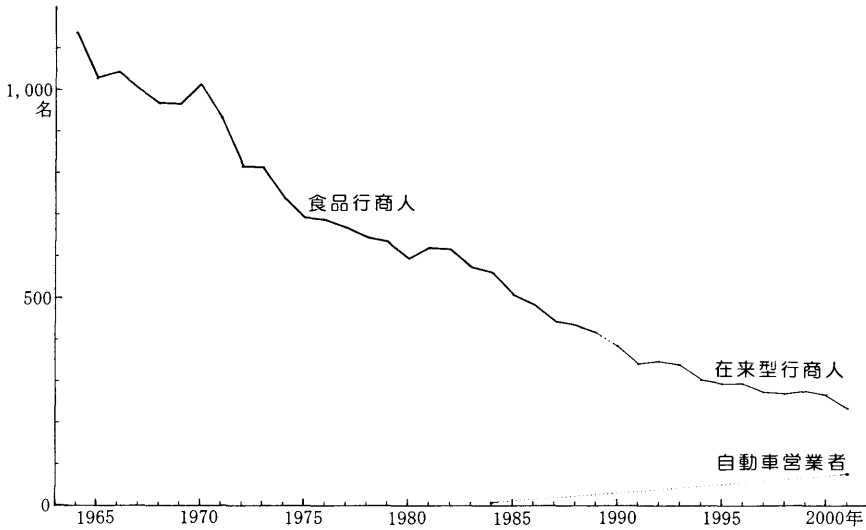
自動車営業業者数も、県、および保健所では把握していない。1984年当時130名の実労働者があり、魚介類行商届出数の増加状況からみて、自動車営業業者自体も増加していると考えられるが、現状は不明である。

(4) 福井県

福井県には在来型行商に関する条例法規として、「福井県食品衛生条例」¹⁴⁾があり、営業者は、これに基づいて、住所地保健所における登録を経て営業を行っている。この登録の有効期間は、かつての2年から5年に延長されている。

自動車営業は、「食品衛生法施行条例」下、「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」¹⁵⁾に基づき、これも住所地（基地）保健所において、現在は5年更新で許可を得て営業を行っている。なお、自動車営業車には機械式冷蔵施設の設置が義務づけられている。

第5図をもとに、行商人、および自動車営業業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人については、県の資料では、1964年からデータがあるが、89年以前は、魚介類行商ではなく、「食品行商」という、より大きな枠組みの登録者数となっている。ただし、前回調査（1984年8月末）の魚介類行商人数561名と、資料（1985年3月末）に現れる食品行商人数562名にほとんど差がないので、食品行商＝魚介類行商とみてよかろう。したがって、県の資料が残っている中での在来型行商の数的ピークは、1964年のI、139名ということになる。これが、前回調査時（1984年）561名となり、2001年現在で233名となった。17年間での減少率が58.5%、年当たり3.4%減少している。一方、自動車営業業者は、1984年当時わずか9名であったものが2001年現在で77名と約8.6倍に増えたことが注目される。



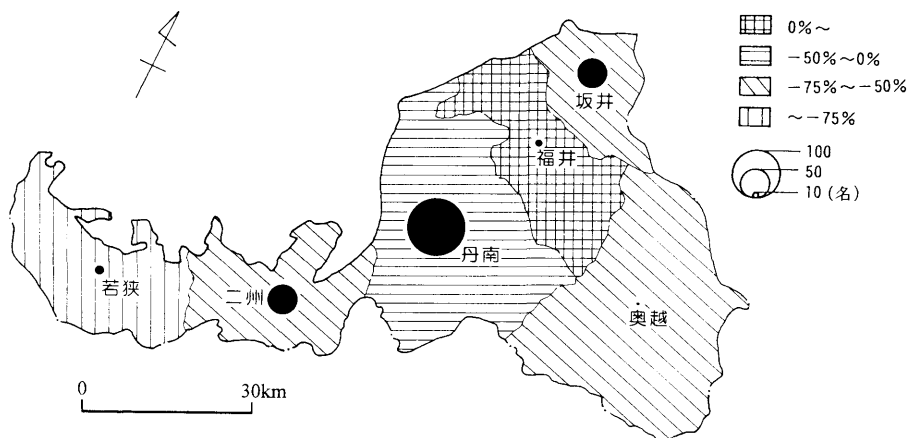
第5図 福井県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

福井県福祉環境部食品安全・衛生課などの資料により作成。

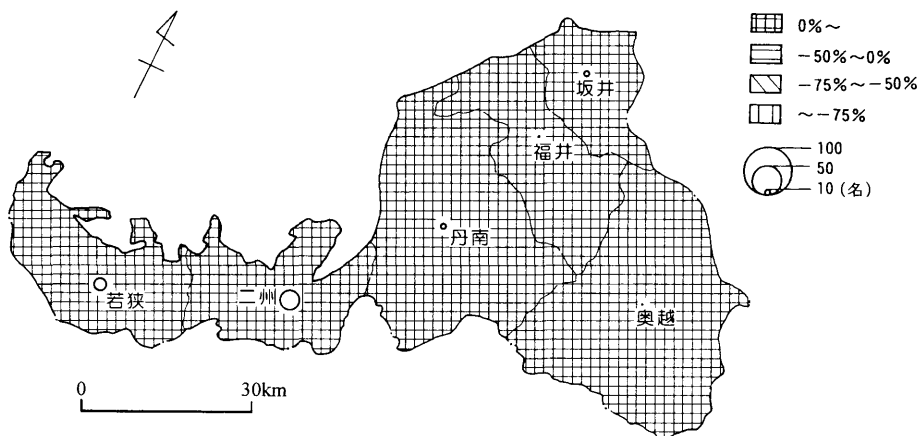
第6-1図、第6-2図をもとに、営業者の保健所区別分布をみってみる。在来型行商で営業者が多いのは、丹南管内（113名）、二州管内（51名）、坂井管内（49名）であるが、前回104名を数え、かつての京都など向かう「塩サバ街道」の起点として知られていた若狭管内がわずか13名へ激減（減少率87.5%）している。なお、刀禰によれば、小浜近辺から市街へ、あるいは遠く丹波・京都まで出向く「若狭背負」と称される魚行商があったし、越前町では1957年時点で、374名の魚行商があった¹⁶⁾。なお、県全域的に減少傾向がみられる中で、数的には少ないものの福井管内のみ増加（増加率20.0%）となっている点が注目される。

自動車営業者は、県全域で増加傾向にあるが、特に多いのは、二州管内（37名）、若狭管内（21名）である。



第6-1図 福井県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在。福井県福祉環境部食品安全・衛生課などの資料により作成。



第6-2図 福井県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2001年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在。福井県福祉環境部食品安全・衛生課などの資料により作成。

(5) 山梨県

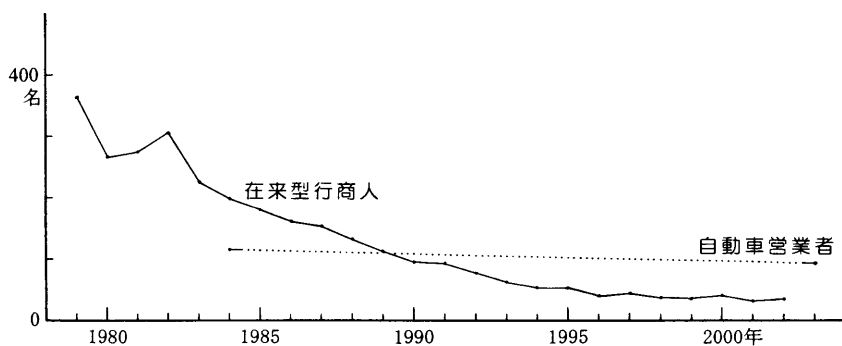
山梨県には在来型行商に関する条例法規として、「山梨県食品行商条例」¹⁷⁾がある。営業者は、これに基づいて、住所地保健所への届出を経て営業を行っている。この届出の有効期間は、1年であったものが2003年より5年に延長された。

自動車営業は、食品衛生法の下、「食品営業自動車の営業許可等の取扱要領」¹⁸⁾に基づき、これも住所地保健所において許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、2年であったものが2000年より5年に延長されている。なお、自動車営業車には機械式冷蔵施設の設置が義務づけられており、肉、野菜、菓子などとの混載型車両が多くみられる。

第7図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中での最大が1979年の365名であり、前回調査時（1984年）で200名であったが、2002年現在ではわずか34名となった。18年間での減少率が83.0%、年当たり4.6%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、1984年当時の118名から2003年現在で93名（減少率21.2%、年当たり1.1%）の微減となっている。

第8-1図、第8-2図をもとに、営業者の保健所別分布をみる。在来型行商人は、県全域的に激減したことが理解される。かつて営業者が30名を超える行商活発地域であった甲府管内（前回調査時からの減少率89.7%）、日下部管内（同81.8%）、身延管内（同78.4%）とも一様に大幅減となった。

往時の水産物行商について、『山梨県史』によると、山梨県内には主に静岡県からの行商人の入り込みがあった。イサバと呼ばれる彼らが扱っていた物は、カツオブシ、ニボシ、シラス、チリメン、桜エビなどの乾物や塩漬けイルカ肉などであり、新潟県からワカメ売りが来ることもあった¹⁹⁾。



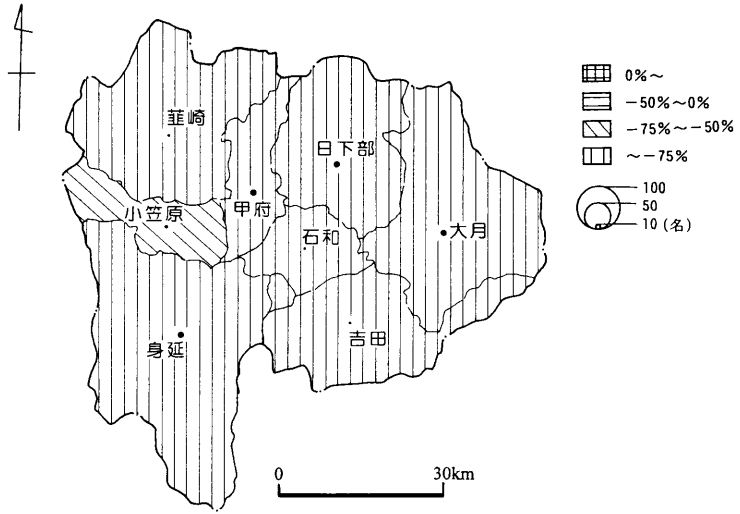
第7図 山梨県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

山梨県福祉保健部衛生薬務課などの資料により作成。

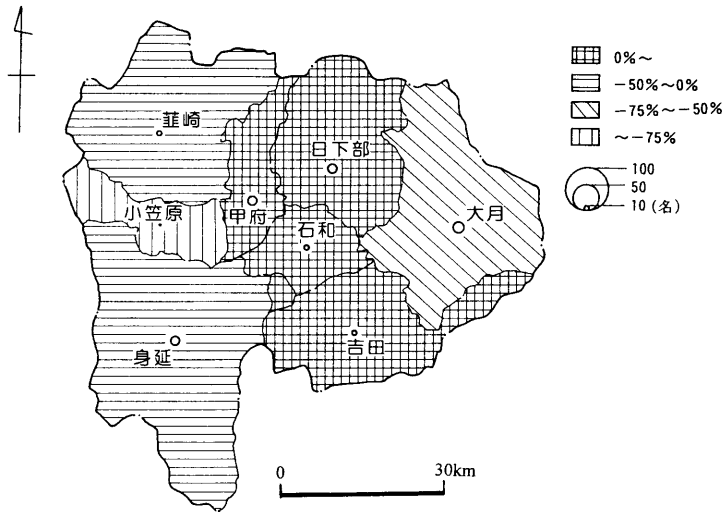
自動車営業者が多いのは、大月管内（20名）、甲府管内（16名）、日下部管内（15名）、身延管内（15名）である。特に甲府、日下部、石和、吉田の4管内が増加しているのに対し、小笠原管内のみ減少率75.0%と激減しており、隣接する地域にあっても状況に大きな違いのみられ

る点が注目される。



第 8 - 1 図 山梨県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在。山梨県福祉保健部衛生薬務課などの資料により作成。



第 8 - 2 図 山梨県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

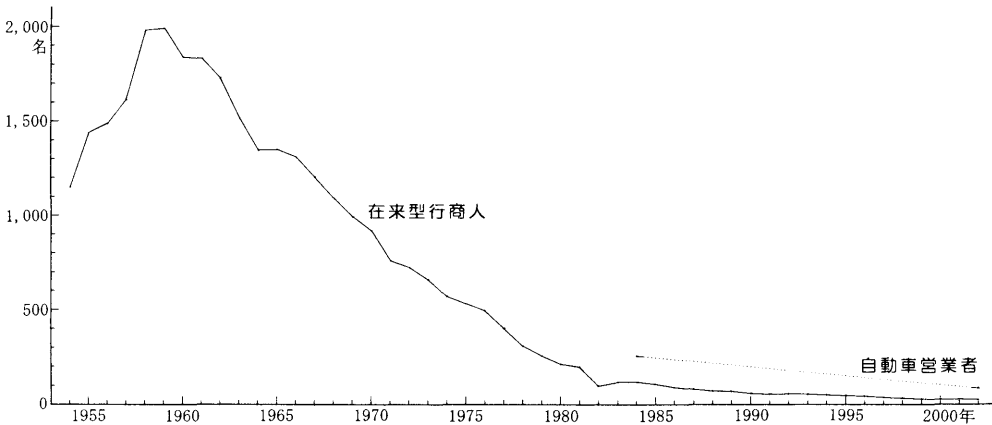
増減率：1984～2003年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在。山梨県福祉保健部衛生薬務課などの資料により作成。

(6) 長野県

長野県には在来型行商に関する条例法規として、「食品衛生に関する条例」²⁰⁾があり、中核市である長野市も同様の条例法規を有している。営業者は、これらに基づいて、住所地保健所で許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつて2年であったものが3年に延長された。

自動車営業は、食品衛生法の下、「移動営業車取扱要綱」²¹⁾に基づき、これも住所地保健所において許可を得て営業を行っている。自動車営業についても、許可の有効期間がかつての2年から5年に延長されている。なお、自動車営業車には機械式冷蔵施設の設置が義務づけられており、車両内に客が立って入れるような大型のバス型混載車が多くみられる²²⁾。

第9図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中で最大の1959年の1,990名であり、前回調査時(1984年)で121名に減っていたが、2002年現在ではわずか23名となった。18年間での減少率が81.0%、年当たり4.5%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、1984年当時の255名が2002年現在で88名となった。18年間の減少率が65.5%、年当たり3.6%の大幅減となっている。



第9図 長野県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

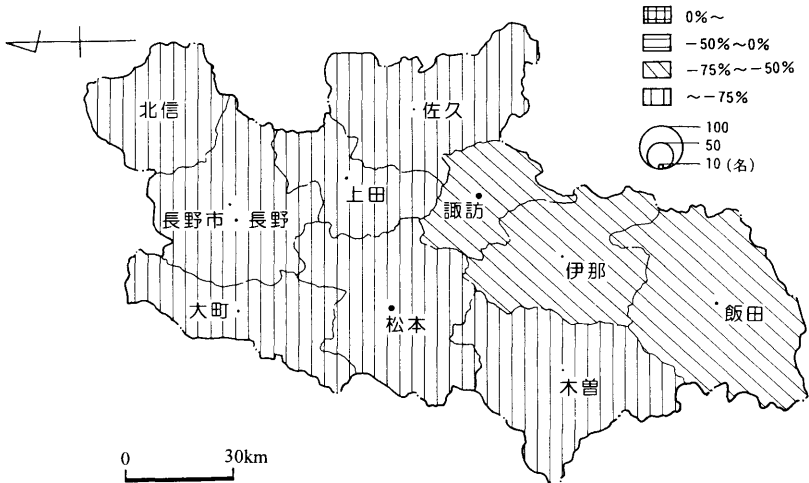
長野県衛生部食品環境水道課，長野市保健所生活衛生課などの資料により作成。

第10-1図，第10-2図をもとに，営業者の保健所区別分布をみてみる。在来型行商人は，営業者が0となった北信管内の他，佐久管内，木曾管内，松本管内，長野市・長野管内で減少率が80%を超えており，県全域的に激減したことが理解される。前回調査時で最大の行商人数(35名)を誇っていた松本管内で5名となったのを始め，全ての保健所管内で，営業者が5名以下となっており，ほぼ消滅に近い状況といえる。

かつて，行商が盛んであった頃の状況について，『長野県史』をもとに地方ごとにみてみる。東信地方では，新潟県から各地に行商人が入っていた他，上田，小諸など都市部からの行商もあった²³⁾。南信地方でも新潟県から各地に行商人が入っていた他，伊那，高遠，諏訪，岡谷な

ど都市部からの行商や、地域によっては三重、愛知県などから乾物などの行商が入っていた²⁴⁾。中信地方でも新潟県の特に糸魚川や、富山、岐阜県からの行商の他、松本、大町、諏訪などの都市部からの行商、三重、高知などからの乾物行商が入っていた²⁵⁾。北信地方でも新潟県から各地に行商人が入っていた他、長野市、飯山市、更埴市など都市部からの行商人の入り込みがあった²⁶⁾。

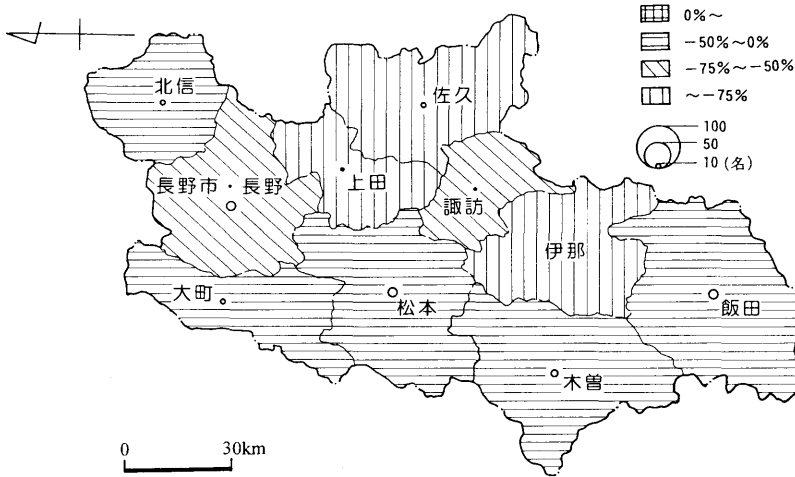
自動車営業者が多いのは、長野市・長野管内（16名）、松本管内（15名）、飯田管内（15名）である。しかし、これも営業者が0となった伊那管内の他、上田管内、佐久管内で減少率が80%を超えており、減少傾向が著しくなっている。一方で、飯田管内、木曾管内、松本管内など、山間地域を含む地域では、減少率が50%未満に止まっている。これについて、県衛生部によると、都市部を回る自動車営業は激減しているが、特に県南山間部には隣県などからの混載型の自動車営業車が入っている。山間部では住民の高齢化が進み、地形的な険しさもあって買い物行動も容易ではないため、宅配事業に安定した需要があるとのことであった²⁷⁾。



第10-1図 長野県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在（一部改変；長野市と長野保健所管内を合併表記）。

長野県衛生部食品環境水道課，長野市保健所生活衛生課などの資料により作成。



第10-2図 長野県における自動車営業者の保健所区分別および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在（一部改変；長野市と長野保健所管内を合併表記）。

長野県衛生部食品環境水道課，長野市保健所生活衛生課などの資料により作成。

(7) 静岡県

静岡県には在来型行商に関する条例法規として、「静岡県魚介類等行商取締条例」²⁸⁾があり、中核市である静岡市、浜松市も同様の条例法規を有している。営業者は、これらに基づいて住所地保健所において3年更新で許可を得て営業を行っている。

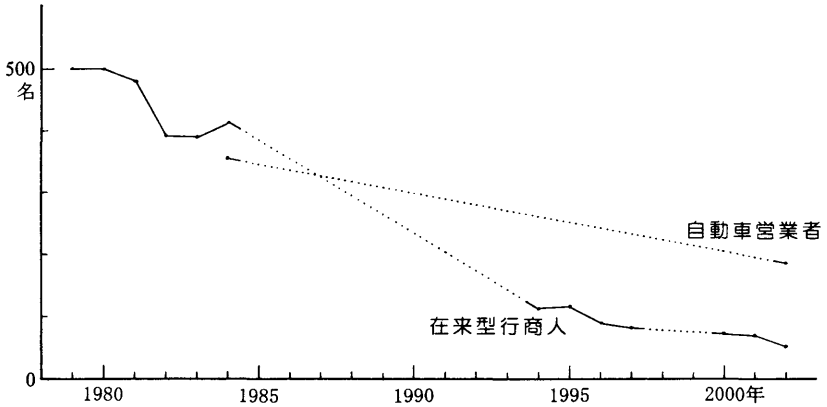
自動車営業は、静岡県衛生部長通知「自動車による魚介類の販売について」²⁹⁾に基づき、営業地保健所で許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつて3年であったものが5年に延長されている。なお、自動車営業は、氷冷蔵方式の保冷車も可とされているが、魚介類専売車のみで肉、野菜、菓子などとの混載車は認められていない。

第11図をもとに、行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、県の資料が残っている中で最大の1969年の500名であり、前回調査時（1984年）で411名であったが、2002年現在では54名となった。18年間での減少率が86.9%、年当たり4.8%の大幅減となっている。一方、自動車営業者は、1984年当時の356名が2002年現在で187名となった。18年間の減少率が47.5%、年当たり2.6%の減となっている。

第12-1図、第12-2図をもとに、営業者の保健所区分分布をみってみる。在来型行商では、前回調査時から営業者が0の御殿場管内だけでなく、最も減少率が小さい東部管内でさえ78.0%ということで、県全域で激減傾向がみられる。中でも比較的営業者が多いのが、東部管内（13名）、北遠・西部管内（11名）、志太榛原管内（10名）、静岡市（10名）である。

かつて行商が盛んであった頃の状況を若干の文献からみてみる。吉川によると、伊豆地方には、近在を回る女性行商（ボテー）と遠方へ出向く男性行商（イサバ）があり、ボテーは当初、頭上運搬、もしくは背負運搬で、後に行政指導でブリキ函を使うようになるとリヤカー、バス、

鉄道などを利用するようになった。これに対し、イサバは当初、肩担い運搬、後自転車、オートバイ、四輪車へと運搬手段が変わった³⁰⁾。また、『静岡県史』によると、行商は、伊豆地方各地で盛んであったが、特に沼津市から内陸に入った行商人の中には、そのままその地に定着して鮮魚店を開く者が多くみられた³¹⁾。

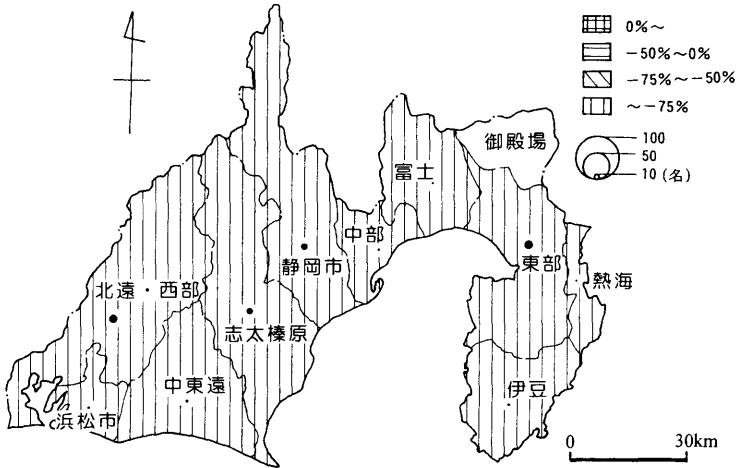


第11図 静岡県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

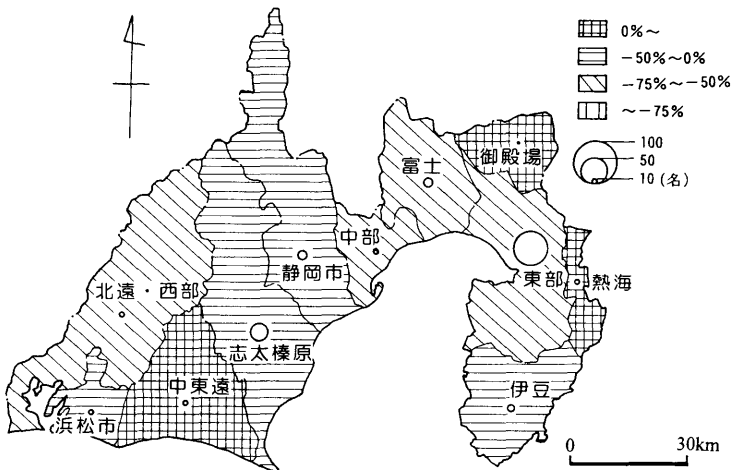
静岡県健康福祉部生活衛生総室，静岡市保健所食品衛生課，浜松市保健所生活衛生課などの資料により作成。

自動車営業者が多いのは，東部管内（74名），志太榛原管内（36名），富士管内（15名），静岡市（15名）である。営業者の減少率が大きくなっているのは，北遠・西部管内（63.3%）や富士管内（61.5%）であり，一方で，熱海，御殿場，中東遠の3管内で前回調査時より営業者が増加するなど，地域的狀況は一様ではない。



第12-1図 静岡県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在（一部改変；北遠保健所管内と西部保健所管内を合併表記。静岡県健康福祉部生活衛生総室，静岡市保健所食品衛生課，浜松市保健所生活衛生課などの資料により作成。



第12-2図 静岡県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2002年現在（一部改変；北遠保健所管内と西部保健所管内を合併表記。静岡県健康福祉部生活衛生総室，静岡市保健所食品衛生課，浜松市保健所生活衛生課などの資料により作成。

(8) 愛知県

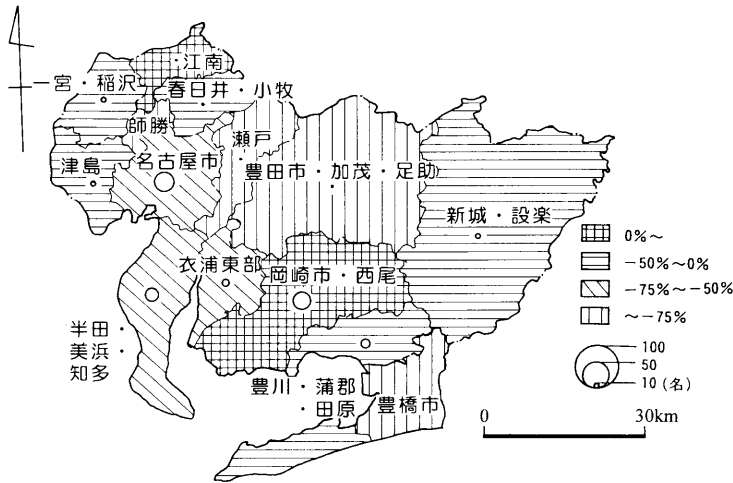
愛知県には在来型行商に関して、「魚介類行商指導要領」が施行されており、政令指定都市である名古屋市には、「名古屋市食品衛生法等施行細則」の下、「魚介類行商の取締要綱について」³²⁾がある。営業者は、これらに基づいて住所地保健所への届出を経て営業を行っていた。この届出の有効期間は、県が1年、名古屋市が更新不要という大きな違いがあった。ただし、県では2000年をもって行商実労者が0となり、上記指導要領も廃止された。

自動車営業は、食品衛生法の下、「食品衛生に係る営業の基準に関する条例」³³⁾が施行され、政令指定都市である名古屋市には、「自動車による魚介類販売業の取扱い要領」³⁴⁾がある。営業者は、これらに基づき、住所地保健所で許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は、かつての4年から、施設設備の状況によって5～8年へと延長されている。なお、自動車営業は、氷冷蔵方式の保冷車も可とされており、魚介類専売車が多い。

行商人、および自動車営業者数の変化についてみてみよう。在来型行商人は、前回調査時(1984年)ですでに減少が著しく、名古屋市を除く愛知県全体でわずか47名であったが、先述のとおり、2000年には0となり、完全に消滅した。名古屋市の場合は、更新不要の届出制であり、営業者数の中に、かなりの廃業者が含まれる可能性が高いという点でデータの信憑性に問題がある。この数値も前回調査時の591名から2002年現在で61名へ大きく減少した。61名中の実労者数は不明であるが、市内柳橋、中川などの地方市場関係者で魚介類行商の届けを出して活動している者があるとのことであった³⁵⁾。

自動車営業は、1984年当時の303名が2002年現在で161名となった。18年間の減少率が46.9%、年当たり2.6%の減となった。

第13図をもとに、自動車営業者の保健所区別分布をみてみる。営業者が多いのは、名古屋市(39名)、岡崎市・西尾管内(34名)、半田・美浜・知多管内(26名)などである。これらに対し、もともと少なかった豊橋市や師勝管内では営業者が0となった他、減少率が大きいのが瀬戸管内(87.5%)や豊田市・加茂・足助管内(83.3%)といった内陸地域である。一方で営業者が増加している地域として、岡崎市・西尾管内(増加率88.9%)や0から2になった江南管内があり、県全域的な状況は一様ではない。



第13図 愛知県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1984～2002年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は、2003年現在（一部改変；豊田市保健所管内と加茂・足助保健所管内，岡崎市保健所管内と西尾保健所管内，半田・美浜保健所管内と知多保健所管内を合併表記）。

愛知県健康福祉部生活衛生課，名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課，豊橋市保健所生活衛生課，豊田市保健所保健衛生課，岡崎市保健所生活衛生課などの資料により作成。

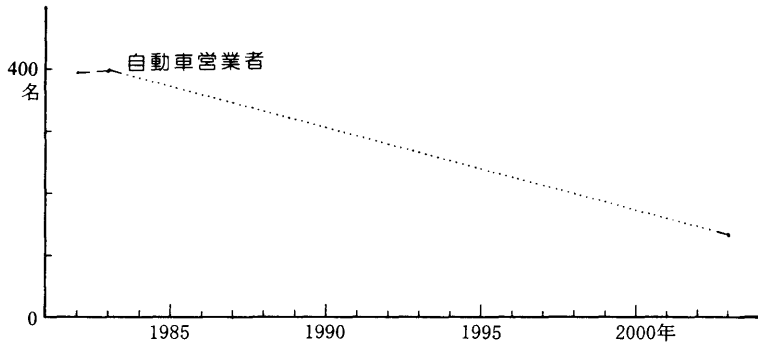
(9) 岐阜県

岐阜県，および中核市である岐阜市は，内陸に位置し，古来在来型行商人の入り込みがほとんどなかったということで，これに関する条例法規が施行されていない。したがって，その実態は不明であるが，県によるところでは，営業者数は限りなく0に近いということであった³⁶⁾。

自動車営業者は，食品衛生法の下，「露店営業・自動車営業等の取扱い要綱」³⁷⁾に基づいて，住所地保健所で許可を得て営業を行っている。この許可の有効期間は，かつての3年が5年に延長されている。自動車営業車には機械式冷蔵施設の設置が義務づけられている。消費地の需要に対応して，山間部を回るものに肉，野菜，菓子，雑貨などとの混載型車が多く，都市の店舗への卸し，配達などには魚介類専売車がみられる³⁸⁾。

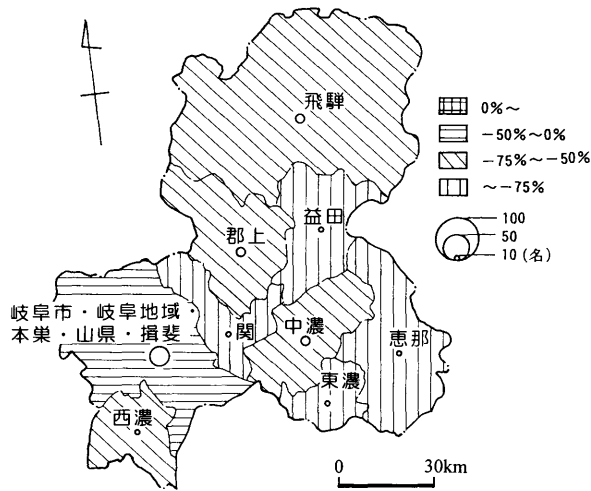
第14図をもとに，自動車営業者数の変化についてみてみよう。営業者は，1983年当時399名であったものが，2003年現在で134名となった。19年間の減少率が66.4%，年当たり3.5%の大幅減となっている。

第15図をもとに，自動車営業者の保健所区別分布をみてる。営業者が多いのは，岐阜市・岐阜地域・本巣・山県・揖斐管内（40名）や中濃管内（19名），郡上管内（18名），飛騨管内（16名）である。特に岐阜市だけ抽出してみると，営業者が前回調査時の0から14名へと県内で唯一急増しており注目される。逆に減少が著しいのが関管内（減少率86.1%），恵那管内（同80.4%），益田管内（同79.4%），東濃管内（78.3%）である。こうしてみると，岐阜県の自動車営業は，中心的都市と北部山間部において活発な営業が残っていることが理解される。



第14図 岐阜県における自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。
 岐阜県健康福祉環境部生活衛生課，岐阜市保健所食品保健課などの資料により作成。



第15図 岐阜県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1983～2003年の期間での総数に対する増減数の割合。保健所管轄区は，2003年現在（一部改変；岐阜市と岐阜地域・本巣・山県・揖斐管内を合併表記した他，支所を保健所区として表記）。

岐阜県健康福祉環境部生活衛生課，岐阜市保健所食品保健課などの資料により作成。

3. 結 び

以上、中部地方各県における水産物在来型行商人と自動車営業者の数、および活動の変容について個別に解説を加えた。分析の結果、以下のことが明らかになった。

法規上、在来型行商は、条例のない岐阜県を除いて各県の関連条例、自動車営業は、食品衛生法の下、各県の取扱要綱などに基づき、許可、登録、届出を経て営業を行っている。この、許可、登録、届出の有効期間は、在来型行商の場合、1～5年から期限なしまで、場所によって様々である。これに対し、自動車営業は、大半の県で延長されて、5年となっている。

行商形態については、特に自動車営業に関して地域的な違いがみとめられる。すなわち、機械式冷蔵施設の設置を義務づけているのが、新潟、富山、福井、山梨、長野岐阜の各県であり、氷冷蔵方式の保冷車が認められているのは静岡、愛知両県である。その理由として、前者は、消費地に遠隔の山間地域を多く抱えるため営業に時間がかかり、鮮度保持のための機械式冷蔵施設が必要なのに対し、後者は、都市部や漁業拠点近くでの営業が中心であり、商品が早く捌けるため氷冷蔵で十分に鮮度が保たれるためである。また、消費地の需要の違いによって、静岡、愛知両県の全域、および新潟、岐阜両県の都市部では魚介類専売車が、山梨、長野両県の全域、および新潟、岐阜の山間地域では、多様な消費需要に対応する肉、野菜、菓子、雑貨などとの混載型車両がみられる。特に長野県では、ミニスーパー的な大型のバス型混載車が使われている。

在来型行商人は、各地で著しく減少している。前回調査時からの年当たり減少率が4%を超える大幅減少となったのが、富山、山梨、長野、静岡、愛知各県であり、内陸から東海地方にかけては活動が消滅に近い状況となっている。これに対し、北陸の新潟、福井両県は、営業者数、および減少率が3.5%以内に止まっている現状から、中部地方の中では行商活動が活発な地域ということができよう。

自動車営業者も減少したところが多い。特に前回調査時からの年当たり減少率が3%を超える大幅減少となったのが、長野、岐阜両県であった。ただし、自動車営業の状況も県による違いが大きく、もともと営業者の少なかった富山、福井両県では増加している。増減率と営業者数からいって営業が活発な地域が、静岡、愛知、山梨、新潟の各県といえよう。ただし、減少率の大きい山間部でも、宅配に対する根強い需要が存在する。

今回の中部地方での調査で判明した2002年現在の在来型行商人は、データの得られなかった石川、岐阜両県を除いて計1,125名（内訳：新潟県590名、富山県130名、福井県233名、山梨県34名、長野県23名、静岡県54名、愛知県61名）であり、前回調査時からの減少率が64.7%、年当たり3.6%の大幅減となった。一方、自動車営業者は、石川県を除いて1,090名（内訳：新潟県138名、富山県12名、福井県277名、山梨県93名、長野県88名、静岡県187名、愛知県161名、岐阜県134名）、前回調査時からの減少率が47.8%、年当たり2.7%の減となった。

中部地方の場合、先に明らかにした中国地方や九州地方と比べても在来型行商、自動車営業ともに減少率が非常に大きくなっている。前者は、定期市への出店が盛んな新潟県のような例外地域を除いて、近い将来、営業が消滅する可能性が高いと思われる。これに対し、後者の自動車営業は、数を減らしつつも根強い宅配需要に支えられての活動が継続されていることが理解された。

[付記] 本稿の作成に当たり、資料や情報の提供に快く応じていただいた各県、市および各保健所食品衛生担当の諸氏に厚くお礼申し上げます。本研究は、平成15年度科学研究費補助金「原初的商業形態としての水産物行商にみる移動就業行動の時空間的展開に関する研究」(基盤研究(C)2, 課題番号15520503)の一部を使用した。また、本稿の骨子は、2003年度人文地理学会大会(於 関西大学)において発表した。

注

- 1) 中村周作「水産物行商人の空間行動様式 —山陰地方の事例を中心として—」人文地理37-4, 1985, 22-43頁。
- 2) ①中村周作「中国地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要(社会科学)7, 2002, 1-15頁。②中村周作「九州地方における水産物行商活動の変容」宮崎大学教育文化学部紀要(社会科学)8, 2003, 1-19頁。
- 3) 調査は、2003年8月11～22日にかけて、山梨、長野、新潟、富山、石川、福井、愛知、岐阜、静岡各県庁、政令指定都市および中核市の食品衛生機関と県立図書館等を訪問し、営業者数に関する統計、条例、施行細則等の資料、現地状況に関する若干の聞き取り、郷土誌等関連文献の入手を行った。さらに、資料の得られなかった地域については、個別保健所に問い合わせることでデータを手に入れることができた。
- 4) 新潟県「新潟県食品衛生条例」(昭和42年12月26日新潟県条例第46号), 同「新潟県食品衛生条例施行規則」(昭和43年1月9日新潟県規則第2号)。
- 5) 新潟県「新潟県自動車による移動食品営業の取扱要綱」(昭和58年7月1日環第530号, 最終改正平成12年3月31日)。
- 6) イサバは仲買人のことで、行商人ではないとする地区もある。新潟県編『新潟県史資料編22 民俗・文化財1 民俗編I』新潟県, 1982, 509頁, および同県『新潟県史資料編23 民俗・文化財2 民俗編II』新潟県, 500頁。
- 7) 富山県「富山県魚介類行商取締条例」(昭和25年7月20日富山県条例第25号, 改正平成4年3月27日条例第1号), 同「富山県魚介類行商取締条例施行規則」(昭和25年9月8日富山県規則第86号, 改正昭和38年12月5日規則第61号)。
- 8) 富山県「富山県食品衛生条例」(平成11年12月22日富山県条例第53号), 同「富山県食品衛生条例施行規則」(平成12年3月31日富山県規則第33号)。
- 9) 富山県編『富山県史 民俗編』富山県, 1973, 271-276, 794-795頁。
- 10) 富山県では、自動車営業に関して「自動車による食品の移動販売に関する取扱い要領」が1999年に廃止されて、現行の「富山県食品衛生条例」が施行され、規制が緩和されたここ数年で、営業者が増加してきた(富山県厚生部食品生活衛生課における聞き取りによる)。
- 11) 石川県「石川県食品衛生法施行条例」(平成12年3月24日石川県条例第14号), 同「食品衛生法施行細則」(昭和48年石川県規則第77号, 改正平成15年5月2日), 同「食品の営業許可等に係る取扱要領」。
- 12) 石川県健康福祉部薬事衛生課における聞き取りによる。
- 13) 石川県内の各保健所については、2003年9月27～29日に追跡調査を実施した。
- 14) 福井県「福井県食品衛生条例」(昭和36年4月7日福井県条例第19号, 最終改正平成13年3月26日福井県条例第1号), 同「福井県食品衛生条例施行規則」(平成2年福井県規則第5号, 最終改正平成13年3月30日福井県規則第12号)。
- 15) 福井県「食品衛生法施行条例」(平成12年3月21日福井県条例第10号), 同「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領」(平成11年3月18日衛第334号, 改正平成12年9月18日健第1660号)。
- 16) 刀禰勇太郎『日本の漁村 —その生きる道—』海文堂, 1959, 32-46頁。

- 17) 山梨県「山梨県食品行商条例」(昭和34年12月28日山梨県条例第56号, 改正平成14年10月16日山梨県条例第43号)。
- 18) 山梨県「食品営業自動車の営業許可等の取扱要領」。
- 19) 山梨県編『山梨県史 民俗編』山梨県, 2003, 380-383頁。
- 20) 長野県「食品衛生に関する条例」(昭和25年9月10日長野県条例第55号, 改正平成13年3月26日長野県条例第15号)。
- 21) 長野県「移動営業車取扱要綱」。
- 22) 長野県衛生部食品環境水道課における聞き取りによる。
- 23) 長野県編『長野県史 民俗編1-2 東信地方 仕事と行事』長野県, 1986, 271-274頁。
- 24) 長野県編『長野県史 民俗編2-2 南信地方 仕事と行事』長野県, 1988, 310-313頁。
- 25) 長野県編『長野県史 民俗編3-2 中信地方 仕事と行事』長野県, 1989, 306-308頁。
- 26) 長野県編『長野県史 民俗編4-2 北信地方 仕事と行事』長野県, 1985, 272-275頁。
- 27) 長野県衛生部食品環境水道課における聞き取りによる。
- 28) 静岡県「静岡県魚介類等行商取締条例」(昭和34年7月15日静岡県条例第37号, 改正平成12年3月21日静岡県条例第25号), 同「静岡県魚介類等行商取締条例施行規則」(昭和34年10月9日静岡県規則第63号, 改正平成12年3月31日静岡県規則第98号)。
- 29) 静岡県衛生部長通知「自動車による魚介類の販売について」(昭和44年1月10日公第797号, 改正昭和59年10月23日食第323号)。
- 30) 吉川祐子「運搬から行商へー伊豆半島を中心にー」(静岡県民俗芸能研究会『静岡県・海の民俗誌ー黒潮文化論ー』静岡新聞社, 1988) 29-58頁。
- 31) 静岡県『静岡県史 資料編23 民俗1』静岡県, 1989, 662-664頁。
- 32) 名古屋市「名古屋市食品衛生法等施行細則」(昭和31年10月31日名古屋市規則第43号), 同「魚介類行商の取締要綱について」(昭和43年4月22日43衛環第112号)。
- 33) 愛知県衛生部長通知「食品衛生に係る営業の基準に関する条例の施行について」(平成12年3月31日食獣第86号), 同「露店又は自動車による営業に関する取扱要領」。
- 34) 名古屋市「自動車による魚介類販売業の取扱い要領」(昭和40年1月20日収衛公第10号の2)。
- 35) 名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課における聞き取りによる。
- 36) 岐阜県健康福祉環境部生活衛生課における聞き取りによる。
- 37) 岐阜県衛生部長通知「露店営業・自動車営業等の取扱いについて」(昭和49年8月1日環衛第337号, 改正昭和57年3月15日環衛第715号)。
- 38) 岐阜県健康福祉環境部生活衛生課における聞き取りによる。